

(令和5年 12 月6日時点)

麦・大豆ストックセンター整備対策に係るQ&A

令和5年 12 月

本 Q&A は、本事業の考え方を示すとともに、交付等要綱の各種規定を補足的に説明するものです。今後、事業執行状況を踏まえ、内容を修正する可能性がありますので、適宜、最新版を御確認ください。

No.	区 分	問	答
1	事業趣旨	本事業の目的は何か。	・国産麦・大豆については、生産量の年産変動が激しく、実需者への供給量が安定していません。実需者にとっては、計画的に食品を製造するための原材料の安定調達が非常に重要であることから、国産麦・大豆の供給の不安定さは国産の利用拡大が進まない要因の1つとなっています。 ・こうした現状を踏まえ、本事業では、実需者に対して国産麦・大豆を安定的に供給できる体制を構築することを目的として、豊作時に一定数量を保管し、不作時に供給するためのストックセンターの整備を支援することとしています。 ・このため、一時的な保管を目的とした施設の整備については本事業の支援対象としておりませんので、ご留意ください。
2	補助対象者	コンソーシアムにはどのような者が参加できるのか。	・都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、農業者、実需者等の複数の関係者により構成されていることとし、このうち、<u>農業関係機関及び実需者の参加を必須</u>とします。（要綱別記1別紙3のⅢの第1の1）
3	補助対象者	コンソーシアムをとして事業に申請する場合の注意点はなにか。	・コンソーシアムとして事業に申請いただく場合には、コンソーシアムの運営等に係る規約が定められていること等を求めています（要綱別記1別紙3のⅢの第1の1）。関係者間の調整に一定の時間を要することとなると思われますので、余裕をもって準備いただくようお願いします。
4	補助対象者	実需者とは誰か。	・本事業における実需者は、生産者、生産者団体、農業関係機関等から麦・大豆を<u>購入</u>（販売委託契約は除く。）<u>している企業等</u>となります。
5	補助対象者	集荷業者は実需者に含まれるのか。	・集荷業者が麦・大豆の販売の委託に係る業務のみを実施している場合には実需者には該当しませんが、<u>麦・大豆を自ら購入している場合には実需者に該当します。</u>
6	補助対象者	全集連系の集荷業者（集荷組合、集荷企業）は、農業関係機関に該当するか。	・該当します。
7	補助対象者	コンソーシアムが事業実施主体となる場合、農業法人	・農業法人は、要綱別記1別紙3のⅢの第1の2の（1）から（3）までの基準を満たす場合には、農業関係機関となります。

		は、農業関係機関となり得るのか。	
8	補助対象者	農業者の組織する団体の基準いかん。	- 以下の4つの基準を満たすこととしています（要綱別記1別紙3のⅢの第1の2）。 （1）代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。 （2）事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。 （3）受益農業事業者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。 （4）農業協同組合、農業協同組合連合会以外の場合は、前年度に複数の実需者に国産麦又は大豆を販売していること。
9	補助対象者	集荷業者は、農業者の組織する団体には含まれないのか。	要綱別記1別紙3のⅢの第1の2の要件を満たさない者は農業者の組織する団体には該当しません。
10	対象作物	本事業で整備するストックセンターに保管する麦・大豆は国産限定か。	国産に限定しています。
11	対象作物	本事業の対象作物は、麦、大豆いずれか一方だけでもよいのか。	いずれか一方とすることもできます。
12	対象作物	契約限度数量を超えて追加契約が必要となった麦・大豆については当該事業で整備したストックセンターの保管の対象となるのか。	契約数量は天候等により変動する可能性があることから、いわゆる<u>アローワンス超え</u>の数量も当該施設の保管の対象になります。
13	対象地区	整備するストックセンターの収集範囲（地区）とは、どの程度の大きさで区切ればよいのか。	本事業で整備する施設において保管する麦・大豆の産地を対象地区とします。市町村（農業地域累計一覧表の旧市区町村を含む。）の範囲で本事業の地区を設定することを基本としています。

14	整備内容	整備対象となるストックセンター等とはどのようなものか。	・ストックセンター等は、国産麦・大豆を保管するためのストックセンターのほか、その付帯施設、 <u>保管施設と一体的に整備する処理加工施設と乾燥調製施設を対象</u> としています。
15	整備内容	平置き倉庫やサイロ（いわゆる集出荷貯蔵施設の貯蔵施設部分に該当）は対象となるのか。	・本事業の成果目標の達成に必要なものであれば、 <u>平置き倉庫やサイロも整備の対象</u> になります。
16	整備内容	本事業で支援対象となる設備とは何か。	・例えば、既設の建屋を利用して改修を行う場合に、新たに整備する空調施設やパネルなどが該当します。
17	整備内容	整備する施設内で使用する機器、備品（フォークリフト、パレット、コンテナ、可搬式コンベヤ、作業台等）は補助対象になるのか。	・本事業以外の取組でも利用が可能な汎用性の高いものは対象外です。
18	整備内容	リース導入は可能か。	・リース導入は本事業の対象としていません。
19	整備内容	既存の施設を全て撤去して、その敷地に新たにストックセンターを整備する場合、既存施設の撤去費用は支援対象となるのか。	・対象になりません。
20	整備内容 （改修）	改修の対象範囲はどのようなものか。	・ <u>国産麦・大豆の保管可能量を増加させるために必要な改修が対象</u> となります（要綱別記1別紙3のⅢの別添2）。
21	整備内容 （改修）	常温倉庫から低温倉庫に改修する費用は支援対象となるのか。	・本事業の目標を達成するため、保管する麦・大豆の品質保持や長期保管に不可欠であれば、常温倉庫への低温機能の付与のための改修の費用は支援対象になります。

22	整備内容 (処理加工施設)	一体的に整備する処理加工施設とは何か。	・製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、搾汁機、搾油機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、薫蒸処理機、攪拌機、洗浄機等を指します(要綱別記1別紙3のⅢの第4の3の(13))。 ・特に、麦であれば製粉機、精麦機、ビール醸造機(麦芽製造含む。)、大麦粉の加工設備等、大豆であれば脱脂や脱皮、粉体加工等の一次加工する施設を想定しています。
23	整備内容 (処理加工施設)	処理加工施設の規模決定をどのように行うべきか。	・本事業においては、ストックセンターの整備により国産麦・大豆の安定供給体制を構築することを目的としていることから、処理加工施設については保管施設に付帯的に整備するものとしています。 ・このため、本事業で整備しようとする施設での保管量に見合った処理加工施設の規模を設定いただくようお願いします。
24	整備内容 (処理加工施設)	処理加工施設の整備や設置箇所について制約はあるのか。	・<u>既存の製造ライン増強のために製造施設の一部を整備することも可能ですが、この場合、整備した保管施設の保管能力と増強した製造ラインの処理能力の整合をとってください。</u> ・また、整備する施設内よりも、近隣の食品製造施設に設置した方が効率的と認められる場合は、<u>食品製造施設に設置することができます。</u>この場合も整備する施設の保管能力と処理加工施設の処理能力の整合をとってください。
25	整備内容 (乾燥調製施設)	乾燥調製施設を整備する場合、乾燥能力の増強は対象になるのか。	・乾燥能力の増強や調整能力の高度化に加え、既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみから処理加工施設や通気貯留ビンを整備することも支援対象になります。 ・ただし、ストックセンターと一体的に整備いただく必要があります。
26	要望調査	どのように選定を行うのか。	・都道府県を通じて要望調査を行い、要綱別記1別紙3のⅢの別添1の配分基準に基づく<u>ポイントの高い順に予算の範囲内で採択</u>します。 ・同ポイントとなる事業計画が複数あった場合は、要望額の小さい方を優先的に採択します。
27	配分基準	配分基準にある項目は全て設定する必要があるか。	・配分基準の区分にある項目のうち①～④については必須項目ですが、<u>⑤については加算ポイント</u>であり、選択項目となります。

28	配分基準	配分基準の区分①の基準となる収穫量はどのように設定するのか。	基準となる収穫量は、<u>原則、直近7年間のうち最大値、最小値を除いた5年平均</u>とします。生産実績が7年間に満たない場合に限り、直近5年間のうち最大値、最小値を除いた3年平均等とすることを認めます。
29	配分基準	整備する施設の㎡あたりの事業費が高額となっても採択されるのか。	- 本事業では、整備対象となる施設の上限事業費は設定していませんが、1件当たりの<u>上限要望額は10億円</u>と規定しています（要綱別記1別紙3のⅢの第4の5）。 - なお、<u>事業費が高額になれば、要綱別記1別紙3のⅢの別添1の配分基準③の保管効率でポイントが低くなります。</u> - ただし、長期保管するための定温設備を導入する場合には事業費が高くなることから、この差を考慮した配分基準を設けています。
30	事業実施計画 安定供給計画	事業実施計画の目標年度と安定供給計画の安定供給を目的とした目標年度が異なるのはなぜか。	事業実施計画の目標年度は事業実施年度の翌々年度としていますが、<u>安定供給計画については、本事業で整備する施設が十分な安定供給機能を有するようになるまでに一定の期間を要すると考えられることから、事業実施年度を含む5年目を「安定供給を目標とした目標年度」として</u>います。
31	事業実施計画	事業実施計画の6の「計画の配分基準」において、配分基準1の「整備するストックセンターに出荷する農業者が収穫する対象作物の量」に記載すべき数字は何か。	事業実施計画の1の「対象作物・事業実施年度・目標年度」で記載した品目について、保管する品種だけでなく、<u>整備するストックセンターに出荷する農業者が収穫する対象作物の数量を記載</u>してください。
32	事業実施計画	事業実施計画の6「計画の配分基準」の⑥「事業実施主体の対象作物の取扱数量」は何を指すのか。	事業実施主体の対象作物の取扱数量は、<u>事業実施主体が当該事業で整備するストックセンター以外で保管している対象作物の数量も含めた取扱数量</u>を指します。

33	事業実施計画 安定供給計画	事業実施計画に添付する安定供給計画の4「年度別の安定供給（放出）計画」について、実績の欄への記載も必要か。	事業実施計画の作成時には「計画」の欄のみ記載してください。「実績」の欄については、事業実施状況報告と評価報告の際に記載ください。
34	工事の請負	指名競争入札により工事の請負事業者の選定を行ってよいか。	工事の請負事業者は、原則として、一般競争入札により選定するものとします。